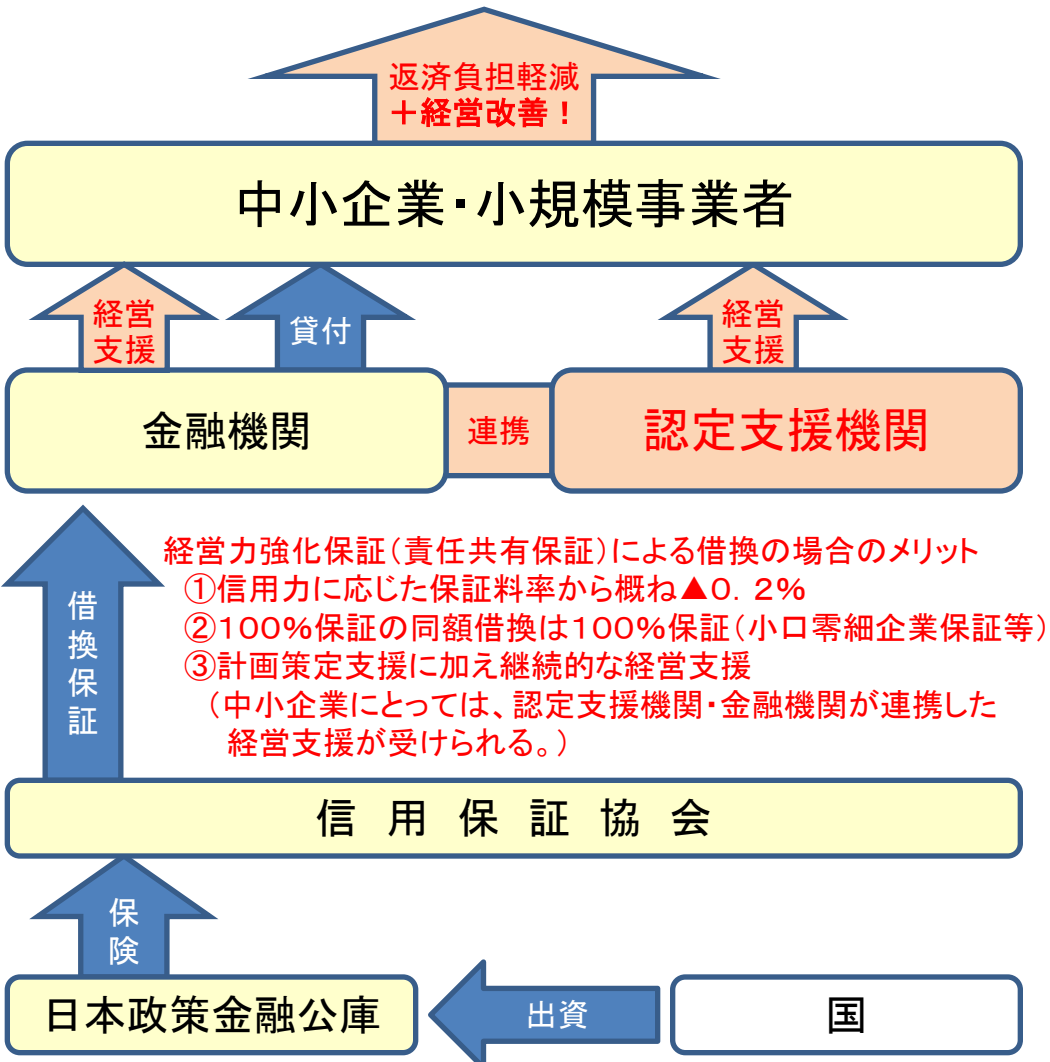
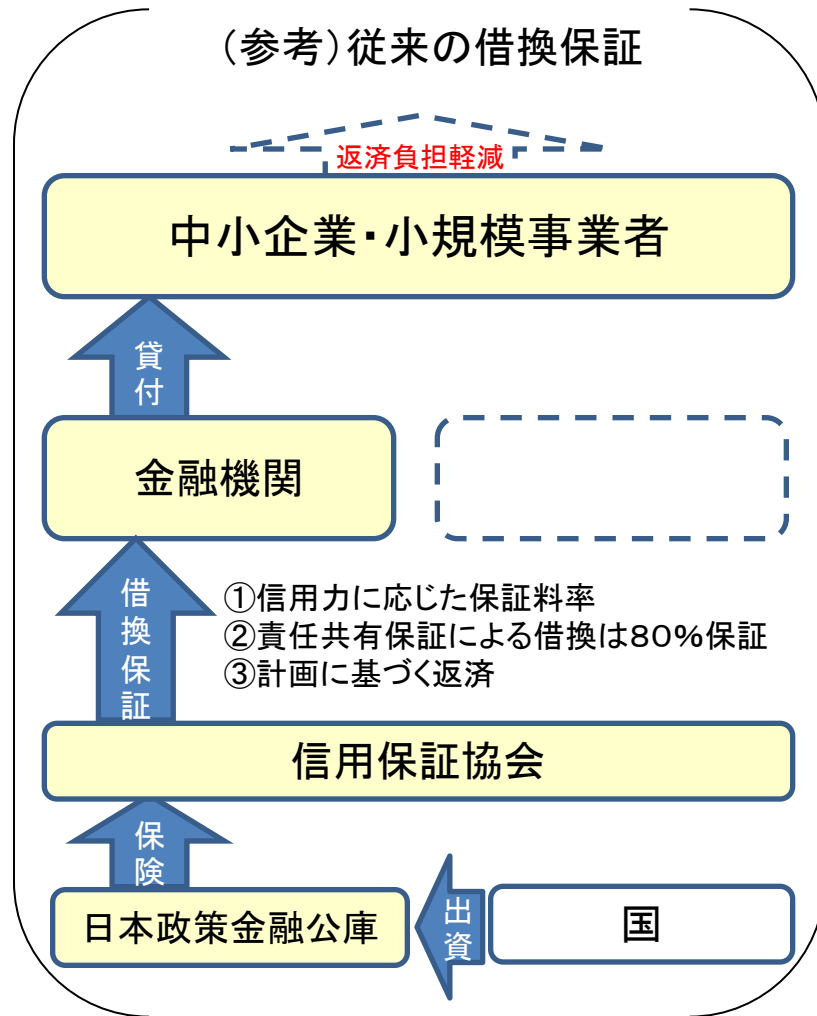


中小企業・小規模事業者が認定支援機関の力を借りながら経営改善に取り組む場合に、信用力に応じた保証料率から概ね0.2%引き下げる経営力強化保証を中心に、複数の借入債務を一本化し返済負担軽減を図る借換保証を推進します。

経営力強化保証を中心とした借換保証



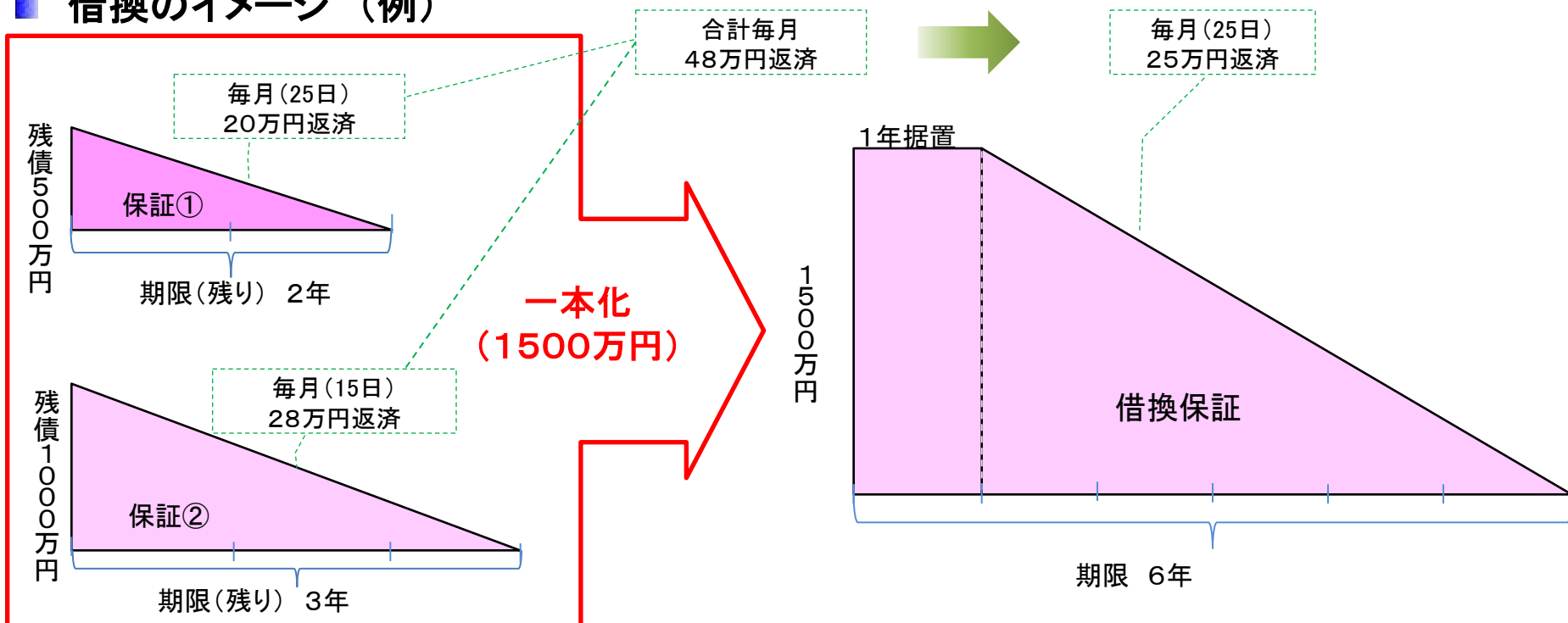
(参考)従来の借換保証



借換保証制度

- 既往の保証付き融資について、新たな保証付き融資に借り換える制度。
- 当面の中小企業の資金繰りを緩和。

借換のイメージ（例）



本制度のメリット

- 複数債権を一本化し、返済ペースを見直すことで、月々の返済負担が軽減。
- 新たに、据置期間を設けることも可能。
- 金融審査が通れば、真水(ニューマネー)の追加も可能。

※ 既保証の同額以内であれば、経営力強化保証を活用し、100%保証の既保証を100%保証で借り換えることが可能。

経営力強化保証の流れ

① 事前相談

経営力強化保証を利用するためには、認定支援機関、中小企業及び金融機関の三者が事業計画について合意していることが必要。よって、事前に三者で事業計画の策定支援や同計画の実施のために必要な支援策を確認し、同計画を三者ですりあわせる。なお、保証制度の内容に関して不明な点がある場合は保証協会に事前に相談する。



② 保証の申込と実行

中小企業は、三者で合意した計画をもって金融機関に経営力強化保証付きの借入を申込（同申込をもって金融機関経由での信用保証協会に対する保証申込が行われる）。

（協会所定の申込資料の他に必要な書類）

- ・「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書
- ・以下の内容を満たす又は含む事業計画書（申込人が策定したもの） ※雛形は「経営革新等支援機関マニュアル」を参照。
 - 計画を策定した日の属する事業年度の翌事業年度から3事業年度を最短の期間とし、原則として同5事業年度を最長の期間とする。
 - 申込人の経営に係る現況・課題と課題を踏まえた改善策
 - 計画期間中の各事業年度の収支計画及び計画終了時の定量目標並びにその達成に向けた具体的な行動計画
- ・認定支援機関による支援内容を記載した書面（事業計画書に記載されている場合は不要）

信用保証協会は同計画を確認し、保証審査を行った上で、経営力強化保証として保証。金融機関は、同保証を踏まえて貸付実行



③ 支援

融資期間中においても、金融機関と認定支援機関は連携して、事業計画の実施状況を確認し、継続的な経営支援を行う。
中小企業は四半期毎に金融機関に対して、事業計画の実施状況を報告。



④ 報告と確認

年一回、金融機関は保証協会に対し、金融機関と認定支援機関の経営支援状況を含め、事業計画実施状況を報告。
保証協会は、金融機関からの報告を受け、実施状況の全体を確認し、必要に応じて経営支援状況を各者に確認、フォローアップを行う。